

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 三種町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.1%
全職員	73.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	101.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	122.3%
31～35年	90.3%
26～30年	97.0%
21～25年	95.8%
16～20年	94.3%
11～15年	101.9%
6～10年	97.6%
1～5年	91.7%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため「—」を記載。
- ・短時間勤務職員の職員数は、常勤職員の所定勤務時間（38.75時間／週）で割落とした人数を用いている。
- ・勤続年数1～5年の区分については、管理職として出向してきている男性職員が含まれているため、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	1 2 . 5 %

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日現在。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	1 2 . 5 %
本庁課長補佐相当職	2 8 . 6 %
本庁係長相当職	2 8 . 1 %

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日現在。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1週間以上2週間未満	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
2週間以上1月以下	50.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1月超3月以下	50.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
3月超6月以下	0.0 %	0.0 %	— %	50.0 %
6月超9月以下	0.0 %	0.0 %	— %	50.0 %
9月超12月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
12月超24月以下	0.0 %	100 %	— %	0.0 %
24月超	0.0 %	0.0 %	—	—

【説明欄】

・対象職員がない場合は「—」を記載。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7. 5時間／月
内部部局等以外	5. 8時間／月

【説明欄】

VI 採用した職員に占める女性の割合

区分	令和8年度
採用した職員に占める女性の割合	75. 0 %

【説明欄】

- ・ 令和8年4月1日付採用。

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年
平均取得日数	12. 8 日
取得日数が5日未満の職員の割合	3. 0 %

【説明欄】

- ・ 1年の年次有給休暇等が20日以上付与された職員対象。